

令和 7 年度

工事監査結果報告書

令和 8 年 2 月

焼津市監査委員

目 次

総 括	1
工事技術調査結果報告書 令和 7 年度 静浜飛行場周辺公園設置助成事業 ((仮称) 豊田地区令和新 公園) 整備工事	4
令和 7 年度 焼津市大井川文化会館外壁タイル等改修工事	15

総括

1 監査の基準

焼津市監査基準（令和2年焼津市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく工事監査

3 監査の対象、実施日及び実施場所

おおむね契約金額1,000万円以上、進捗率30パーセントから70パーセント程度の市が施行する工事の中から以下の2件を抽出した。

実施日	実施場所	実施場所
令和7年12月16日	令和7年度 静浜飛行場周辺公園設置助成事業 ((仮称)豊田地区令和新公園) 整備工事	本庁舎7A会議室及び工事現場
令和7年12月17日	令和7年度 焼津市大井川文化会館外壁タイル等改修工事	本庁舎7A会議室及び工事現場

4 監査の着眼点及び実施内容

計画の妥当性と設計、積算、契約、施工等の合規性、経済性、効率性、安全性を着眼点として、関係書類の照合、工事所管課等への質問及び現場実査を実施した。

実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を委託した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、各工事ともにおおむね適正に執行されていると認められた。

詳細については、工事技術調査結果報告書のとおりである。技術士から細部にわたり指導、助言があるので、参考にされたい。

今後の工事の施工にあたっては、工事監査結果を十分に活かし、品質の確保を図り、安全管理や環境面に配慮し、適正な施工管理に努められたい。

焼津市

令和 7 年度 工事技術調査結果報告書

令和 8 年 1 月 21 日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和 7 年 12 月 16・17 日（火・水）

場 所：焼津市役所本庁舎会議室 7A 及び工事現場

監査執行者：焼津市代表監査委員	（識見）	大 畑 秀 久
焼津市監査委員	（議選）	川 島 要
監査立会者：監査委員事務局	事務局長	
監査委員事務局	主幹	
監査委員事務局	主任主査	
監査委員事務局	主任主査	
監査委員事務局	主査	

調査対象工事

- (1) 令和 7 年度静浜飛行場周辺公園設置助成事業
 ((仮称) 豊田地区令和新公園) 整備工事
- (2) 令和 7 年度焼津市大井川文化会館外壁タイル等改修工事

(1) 令和7年度静浜飛行場周辺公園設置助成事業
((仮称) 豊田地区令和新公園) 整備工事

1 工事内容説明者

調査出席者

都市政策部 部長

〃 都市整備課 公園緑化担当 主幹

〃 〃 〃 主任主査

総務部 契約検査課 課長

〃 検査担当 主幹

〃 契約担当 主査

工事請負者 株式会社橋本組

現場代理人 (監理技術者)

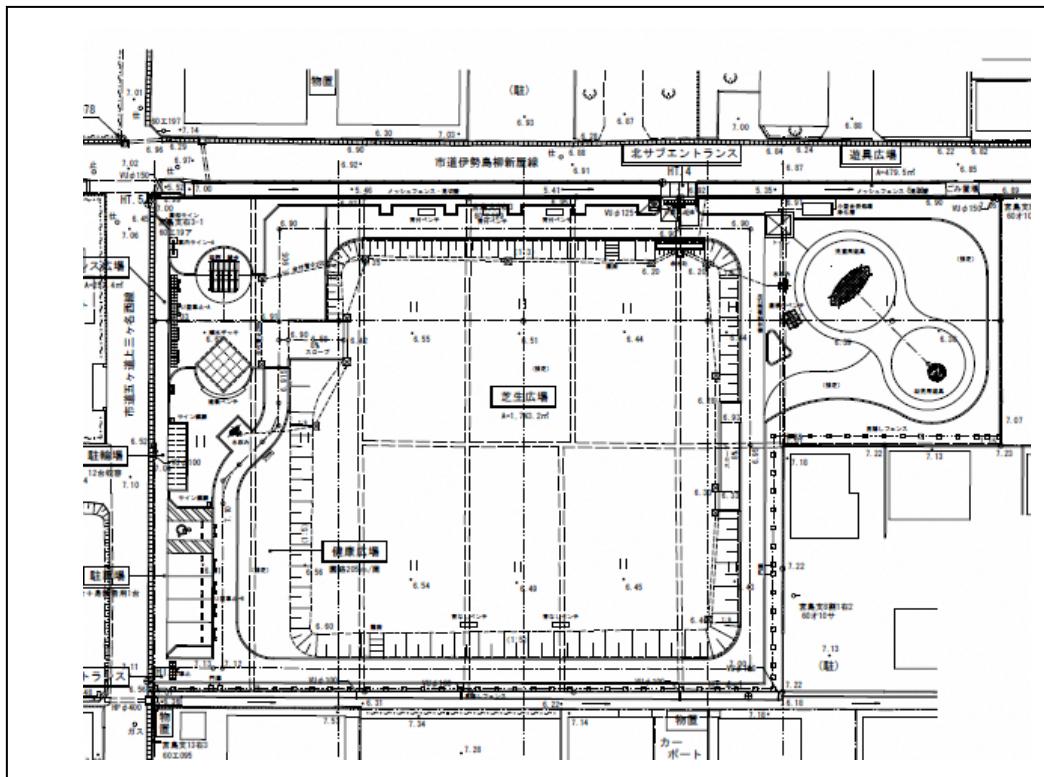
2 工事概要

(1) 工事場所：焼津市五ヶ堀之内 地内

(2) 工事背景

本地区は、西焼津駅を中心に、宅地分譲や商業施設など、新たな土地利用が進んでいる注目度の高い地区であり、子育て世代を中心に、地区の人口が増加している一方で、航空自衛隊静浜基地を拠点とする飛行訓練が上空で行われ、地域として航空機事故に備え避難する場所を整備することにより、住民の避難地としての安心・安全をはじめ憩いの場の確保を図るため、公園施設を整備するものである。

また、今回の公園整備は、令和3年4月に豊田第9自治会より焼津市無償借地公園設置申請書が提出された後、土地所有者と焼津市が令和6年3月に30年の無償借地契約を締結し、事業を行っているものである。



(3) 工事内容

概要

公園整備面積 A=4305m²

基盤整備工 1式、植栽工 1式、給水設備工 1式、雨水排水設備工 1式

汚水排水設備工 1式、電気設備工 1式、園路広場整備工 1式

遊戯施設整備工 1式、管理施設整備工 1式

(4) 工事受注者

株式会社橋本組

【第1回入札で落札】

(制限付き一般競争入札 (事後審査型)、参加業者8者 (1者辞退)、電子入札)

(5) 設計業務委託業者

日本工営都市空間株式会社 静岡支店

(6) 工事費

設計金額(税込) 138,017,000 円

請負金額(税込) 125,312,000 円 (うち消費税及び地方消費税 11,392,000 円)

落札率 : 90.79%

(7) 工事期間

令和7年8月13日から令和8年3月10日まで

(8) 工事進捗状況 (令和7年11月末日 現在)

計画出来高 20.0% 実施出来高 24.2%

【計画より4.2%早い】

- ・園路広場整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工
施工中

(9) 工事監督者

建設業法第19条の二 第2項等により請負者に書面により監督員通知を適正に行っていた。

総括監督員、主任監督員並びに担当監督員の下記3名を指名していた。

「焼津市建設工事執行規則・焼津市建設工事監督規定に基づく監督業務」(焼津市契約検査課)にて明確に監督員業務を示していた。適正であった。

総括監督員

主任監督員

担当監督員

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度^{*1}の活用が図られている。

契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

12,531,200円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができる。

「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するもの。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められている。

(2) 前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

50,100,000円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(3) 入札状況について

制限付き一般入札(事後審査型)

公告 令和7年7月 8日

参加申請受付 令和7年7月 9日～令和7年7月 22日

入札受付 令和7年7月 29日～令和7年7月 30日

開札 令和7年7月 31日

(4) 施工業者の選定

本工事は、施工業者8者の参加申請を受け、適正に執行していた。

「焼津市制限付き一般競争入札実施要綱」、に準拠し、「焼津市電子入札運用基準」に基づき、開札令和7年7月31日に適正に執行されていた。

【土木一式工事】

(5) 契約関係書類

建設工事請負契約書は、『焼津市建設工事執行規則』『焼津市建設工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

また、担当監督員は「焼津市建設工事監督規程」により、「契約締結時における主任技術者等のチェックリスト」等でチェックを行い、適正であった。

本工事に使用する「土木工事共通仕様書」の名称を契約図書に明記し適正であった。

(6) 特記仕様書

- ・法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書
- ・電子納品特記仕様書
- ・焼津市週休2日工事（土木工事等）特記仕様書

法定外保険の期日は、令和7年12月1日までとなっていた。更新控えを提出させること。

(7) 現場代理人及び主任技術者届

関係届け出書類は、適正に作成し、提出していた。

(8) 関係下請負人届等

下請負人関係書類は、施工体制台帳にて提出させていた。適正であった。

(9) 監督者管理

監督職員監理の品質管理など、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかつた。

(10) 建退共証紙など書類

受注者は、建設業退職金共済制度^{※2}に加入し、「焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領」に基づき、適正に掛金収納書の原本を受注者から提出させていた。

工事完成後に下請業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いする。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。**

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、**本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。**

3－2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

地域の多様なニーズに対応できるよう、地元協議会、周辺自治会、近隣沿線住民、子育て世代、保育職員、福祉職員を交えた住民参加型のワークショップを開催し、これにより立案された基本構想を踏まえたデザイン性及び経済性を考慮した設計を実施した。

【コスト縮減】

- ・公園予定地について、無償借地制度を利用して焼津市が土地所有者から借地したことによってコストを縮減した。
- ・路体工において、他事業で発生したストック土を再利用することによってコスト縮減を図った。

【設計に関する書類】

本工事の実施設計は、日本工営都市空間株式会社 静岡支店で実施していた。

(1) 設計

設計関係書類は、「実施設計業務委託完了報告書」を確認し、適正であった。

【本設計業務の収集資料一覧】

図書の名称	発行年月日	著者
都市公園利用実態調査	令和4年3月	国土交通省
都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改定第2版】	令和4年3月	国土交通省
都市公園技術標準解説書	令和元年7月	日本公園緑地協会
公共トイレと環境計画	昭和62年	ソフトサイエンス社
造園ハンドブック	昭和53年	日本造園学会
屋外体育施設の建設指針	令和5年3月	日本体育施設協会
静岡県開発行為の手引き【技術基準】	令和6年4月	静岡県交通基盤部
土木構造物標準設計	平成12年9月	国土交通省
宅地防災マニュアル	令和4年2月	宅地防災研究会
道路設計要領【設計編】	平成20年12月	国土交通省
植栽基盤整備技術マニュアル	平成25年12月	日本緑化センター
浄化槽の設計・施工上の運用指針	平成27年4月	日本建築行政会議
下水道排水設備指針と解説	平成28年12月	日本下水道協会
建築設備設計基準	令和6年3月	公共建築協会
焼津市開発許可指導基準	平成28年2月	焼津市
道路土工要綱	平成21年6月	日本道路協会
内線規程	令和4年12月	日本電気協会
舗装設計便覧	平成18年2月	日本道路協会
構内舗装・排水設計基準	平成27年3月	国土交通省
都市公園における遊具の安全確保に関する指針	平成26年6月	国土交通省
照明用ポール強度計算基準 (JIL 1003:2009)	平成21年12月	日本照明工業会
アルミニウム建築 構造設計規準・同解説	平成28年3月	アルミニウム建築構造協議会
鋼構造設計規準	平成17年	日本建築学会
建築物の構造関係技術基準解説書	平成13年3月	日本建築センター
鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説	平成11年	日本建築学会
建築基礎構造設計指針	平成13年	日本建築学会
壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針	平成15年2月	日本建築センター

(2) 積算

積算は、「静岡県土木工事標準積算基準書」に準拠し、適正に算出されていた。

「静岡県建設資材等価格表」及び市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」に準拠し積算しており、適正であった。

物価資料に定められていない資材価格については、『令和6年度土木工事積算資

料』に記載されている『静岡県建設資材等価格決定要領』『建設資材等の見積微収に関する取扱い』に沿い採用単価を決定しており、積算は適正であった。

【積算参考図書】

図書の名称	発行年月日	著者
R 6 土木工事標準積算基準	令和 6 年 10 月	静岡県交通基盤部
R 7 静岡県建設副産物処理施設一覧表	令和 7 年 4 月	静岡県
R 7 静岡県建設資材等価格表	令和 7 年 4 月	静岡県
建設物価	令和 7 年 6 月	(一財) 建設物価調査会
積算資料	令和 7 年 6 月	(一財) 経済調査会

(3) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。歩掛・単価適用年月 令和 7 年 6 月 確認した。

3－3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報システム)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

本工事は、適切に施工体制台帳を作成させている。(建設業法 24 条の 7)

入札契約適正化法の規定及び建設業法第 19 条、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日建設省通知)より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要があり、下請負人届と重複する書類であるが施工体制台帳(2 次以降の請負契約の写し共)を適正に提出させていた。

下請負人が、今後も追補されるため再確認をお願いする。

ア 施工体系図

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

(4) 工程表管理

施工計画書に実施工程表が作成提出され整備されていた。

「進捗状況報告書」「工事工程月報」を提出させ、先月工事出来高、今月施工予定を管理していた。

工事出来高は、履行報告書数値で示されているが、数値算出根拠を明確にする方法を一考して頂きたい。

(5) 施工計画書

施工計画書については、大変読みやすく分かりやすく作成していた。

施工計画書に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させていた。

悪天候時は作業を中止し、その後「点検」が必要となるため、「悪天候の数値」を施工計画に記載させていた。

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

(6) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理させていた。

(7) 工事関係書類

使用資材製品届などは工事請負者から、適正に提出させていた。

また、材料の品質を証明する使用材料調書も適正であった。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管させていた。適正であった。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処分業者との契約など適切に実施させていた。契約書の写しを添付していた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、監査当日には確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書を受注者より提出させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

- (3) 監査当日には確認しなかったが、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に基づき、速やかに「建設副産物情報交換システム-C O B R I S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成していた。
- ・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—
建設副産物情報交換システム【工事ID番号254168714】を確認した。

※「C O B R I S」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

3－5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
安全掲示板、K Y T（危険予知訓練）、ツールボックスミーティング開催と安全サイクルが適正になされた活動であった。
- (2) 「関係者以外の立入禁止」の啓もうを含め徹底をお願いする。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事掲示板は公衆の見やすい位置に設置していた。
- (2) 工事進捗は、11月末日で進捗24.2%であった。
工程上、タイトの感がある。施工中の工事関係車両走行規制と第三者安全通行路を明確に示し、施工を行って頂きたい。
- (3) 掲示物について、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」、「専任」など、再確認をお願いする。
(建設業法施行規則第25条、同規則別記様式第29号)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

専任

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可番号	国土交通大臣 知事	許可 () 第 号
許可年月日		

縦 25 cm 以上

横 35 cm 以上

4. 監理技術者の資格者証の番号。監理技術者でない場合は空欄

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通技術利用）」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

5 技術調査全般

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

サンプリングの工事監査ではあるが、12月での状況は遅れた状況下であった。

工事は、全般的に設計どおりに的確に施工され、適切な管理状態であった。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督者の直営監理であり、関与度が高いが、年始にかけて繁忙期で危険度も高くなることが予想される。

工事場所において、第三者災害絶無に向け、より徹底した現場管理を行うよう指導徹底を行っていただきたい。

※文書中の

_____部分は、留意事項
.....部分は、要望及び提案

(2) 令和7年度焼津市大井川文化会館外壁タイル等改修工事

1 工事内容説明者

調査出席者

生きがい・交流部 部長

〃 文化振興課 課長

〃 〃 市民文化担当 主任主事

都市政策部 公共建築課 課長

〃 〃 公共建築担当 統括主幹

〃 〃 〃 主査

〃 〃 〃 技師

〃 〃 〃 技師

総務部 契約検査課 課長

〃 検査担当 主幹

〃 〃 主任主査

〃 契約担当 主幹

〃 〃 主任主事

工事請負者 木下建設工業株式会社

現場代理人（主任技術者）

2 工事概要

(1) 工事場所：焼津市宗高 地内

(2) 工事内容

建築基準法第12条第2項による、外壁タイル定期点検の結果、タイルに浮きが生じていたため、改修工事を行う。

改修工事は令和6年度と令和7年度に範囲を分けて発注している。

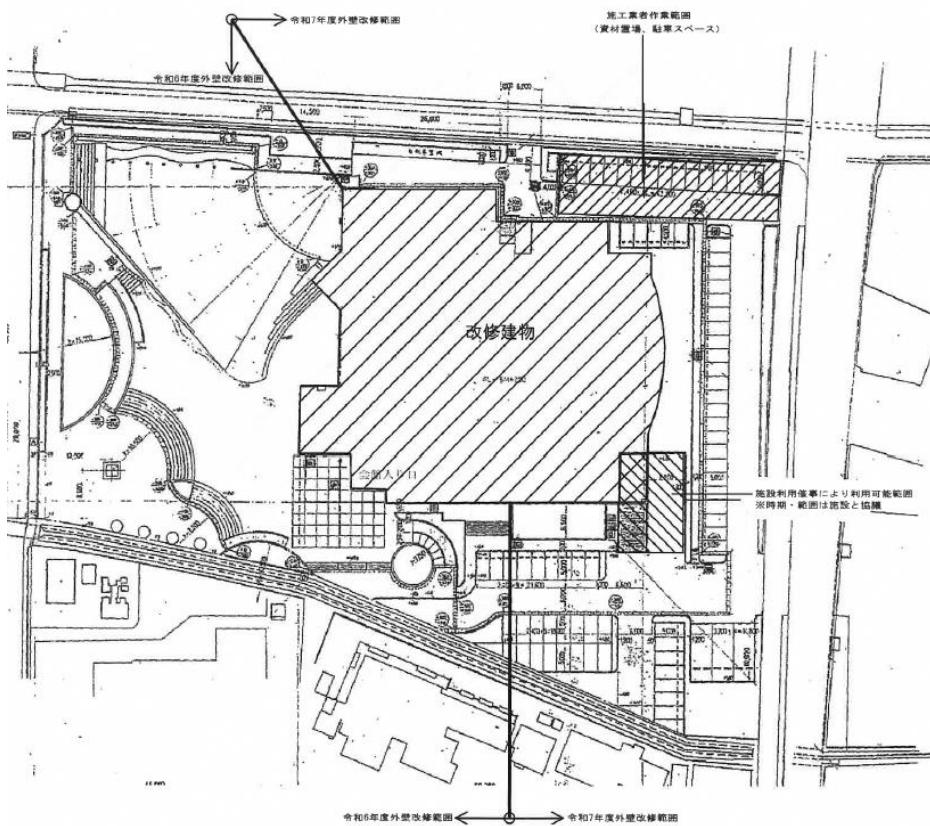
概要

構造、階数：RC造(一部SRC造、一部S造)、地上4階建て

建築面積：3,117.73 m²

延べ床面積：4,863.96 m²

外壁改修面積：2,895.00 m²



- ・タイル浮き補修(アンカーピンシング エポキシ樹脂タイル固定工法) : 23,124 枚
- ・タイルひび割れ補修(幅 0.2 mm未満防水性透明塗料塗り) : 2,927 枚
- ・タイルひび割れ十浮き補修(幅 0.2 mm未満タイル部分貼替工法) : 244 枚
- ・タイルひび割れ補修(幅 0.2 mm以上タイル部分貼替工法) : 190 枚
- ・タイル欠損補修(タイル部分貼替工法) : 227 枚
- ・外壁シーリング打替え : 3,192.2 m 他

(3) 工事受注者

木下建設工業株式会社

【第1回入札で落札】

(制限付き一般競争入札、参加業者 3 者 (1 者辞退)、電子入札)

(4) 設計業務委託業者

株式会社エー・アンド・エー総合設計

(5) 工事費 当初 変更

設計金額 107,602,000 円 (税込) 122,254,000 円 (税込)

請負金額 92,950,000 円 (税込) 105,600,000 円 (税込)

(うち消費税及び地方消費税 8,450,000 円) (うち消費税及び地方消費税 9,600,000 円)

落札率 : 86.38%

(6) 工事期間

令和7年6月5日から令和8年2月27日まで

(7) 工事進捗状況 (令和7年11月末日 現在)

計画出来高 67.9% 実施出来高 70.1%

【計画より 2.2%早い】

外壁のタイル浮き等補修作業中

(8) 工事監督者

建設業法19条の二 2項等により請負者に書面にて監督員通知を適正に行ってい
た。総括監督者、主任監督者並びに担当監督者の下記3名を指名していた。

「建設工事執行規則・建設工事監督規定に基づく監督業務」(焼津市契約検査課)
にて明確に監督員業務を示していた。適正であった。

総括監督者

主任監督者

担当監督者

3 書類所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法・履行保証制度^{*1}として、金銭的保証制度の活用が図られている。

契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

27,885,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の30%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができる。

「金錢的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金錢的に填補するもの。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められている。

(2) 前払金保証について、契約約款どおりであり適正である。

37,100,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(3) 入札状況について

制限付き一般競争入札

公告 令和7年4月 8日

参加申請受付 令和7年4月 9日～令和7年4月 22日

入札受付 令和7年5月 13日～令和7年5月 14日

開札 令和7年5月 15日

(4) 施工業者の選定

本工事は、施工業者3者の参加申請を受け、適正に執行していた。

「焼津市制限付き一般競争入札実施要綱」、「焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）」、「低入札価格調査取扱要領」に準拠し、「焼津市電子入札運用基準」に基づき、開札令和7年5月15日に適正に執行されていた。

【建築一式工事】

建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第3項に規定された必要な見積期間（予定価格5000万円以上は、（公告翌日～応札期間15日以上））が確保されていた。適正であった。

(5) 契約関係書類

建設工事請負契約書は、『焼津市建設工事執行規則』『焼津市建設工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

また、担当監督員は「焼津市建設工事監督規程」により、「契約締結時における主任技術者等のチェックリスト」等でチェックを行い、適正であった。

(6) 特記仕様書

- ・法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書
- ・電子納品特記仕様書
- ・焼津市週休2日工事（土木工事等）特記仕様書

(7) 現場代理人及び主任技術者届

関係届け出書類は、適正に作成し、提出していた。

(8) 関係下請負人届等

下請負人関係書類は、施工体制台帳にて提出させていた。適正であった。

(9) 設計会社からの関係書類

【設計方針】

当工事では、過年度に行った外壁打診調査の結果、外壁タイルに浮き、ひび割れ、欠損等が確認されたため、落下防止対策等を行う工事である。

外壁タイルの浮き補修では、アンカーピンニングエポキシ樹脂タイル固定工法とし、ひび割れ補修では、ひび割れ幅に応じてタイル部分貼替工法等を行う設計としている。外壁改修に伴い、外部足場を設置することから、経年劣化していた外壁シリングの打替えも行う設計としている。

【設計に関する書類】

本工事の検討業務は株式会社エー・アンド・エー総合設計で実施していた。
設計会社の設計関係書類は、適正に整備されていた。

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	発行年	著者
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年	一般財団法人建築保全センター
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年	一般財団法人建築保全センター
建築工事標準図	令和4年	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築物解体工事共通仕様書	令和4年	一般財団法人公共建築協会

(10) 監督者管理

- ア 工事記録は的確に作成させており、工事監督者の確認も適正になっていた。
打合せ簿記録は、適正な管理状態であった。
- イ 工事監理の品質管理など、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかつた。

(11) 建退共証紙など書類

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領」に基づき、適正に「掛金収納書」の原本を受注者から提出させていた。
適正であった。

3－2 積算・設計に関する書類

【コスト縮減】

外部足場の標準工法は枠組足場であるが、当工事では安価なくさび緊結式足場とした。

(1) 積算

積算は、「建築工事積算基準書」、「建築数量積算基準」に準拠し、適正に算出されていた。

「静岡県建設資材等価格表」及び市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」に準拠し積算しており、適正であった。

物価資料に定められていない資材価格については、『静岡県建設資材等価格決定要領』『建設資材等の見積徴収に関する取扱い』に沿い採用単価を決定しており、積算は適正であった。

【積算参考図書】

図書の名称	発行年月	著者
建築工事積算基準	平成 29 年 4 月	静岡県
建築数量積算基準	令和 5 年 10 月	静岡県
建築工事標準単価積算基準	令和 6 年 10 月	静岡県
建築工事共通費積算基準	令和 6 年 10 月	静岡県
建築工事積算基準等資料	令和 6 年 10 月	静岡県
静岡県建設資材等価格決定要領	令和 6 年 4 月	静岡県
建設資材等の価格決定に関する取扱	令和 3 年 4 月	静岡県
建設資材等の見積徴収に関する取扱	令和 6 年 10 月	静岡県

(2) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3－3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報システム）登録は行われており、適正に整備・保管されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

本工事は、適切に施工体制台帳を作成させている。（建設業法 24 条の 7）

入札契約適正化法の規定及び建設業法第 19 条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要があり、下請負人届と重複するが施工体制台帳（2 次以降の請負契約の写し共）を適正に提出させていた。

ア 施工体系図

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

イ 施工体制台帳

施工体制台帳に添付する、下請負契約書等写しの内訳明細に「法定福利費」を計上させる指導をお願いする。

(4) 工程表管理

施工計画書に実施工工程表が作成提出され整備されていた。

また、「進捗状況報告書」、「工事工程月報」を提出させ、先月工事出来高、今月施工予定を適正に管理していた。

工事出来高は、履行報告書数値で示されており適正であったが、工種毎の構成比率を記入させ、出来高数値の根拠を明確に示す指導をお願いする。

(5) 施工計画書

施工計画書については、読みやすく分かりやすく作成していた。

施工計画に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させていた。

例：安全衛生法上の「悪天候」

悪天候時は作業を中止し、その後「点検」が必要となるため、「悪天候の数値」を施工計画に記載させ、適切であった。

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

(6) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理させていた。

(7) 工事関係書類

使用資材製品届などは、工事請負者から適正に提出させていた。

また、材料の品質を証明する使用材料調書は、現在作成途中であった。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管させていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、適正に管理させていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、現在段階の確認をした。適正な管理状態であった。

竣工書類検査段階において、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行っていただきたい。

- (3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に基づき、「建設副産物情報交換システム-C O B R I S-」等を利用し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成していた。
・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—
建設副産物情報交換システム【工事ID番号 956508117】を確認した。

※「C O B R I S」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。
・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
・建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

3－5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
安全掲示板、K Y T（危険予知訓練）、ツールボックスミーティング開催と安全サイクルが適正になされた活動であった。
K Y Tの記録帳票に作業員の健康度を記入させることを一考させると良い。
- (2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びK Y（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。連絡調整もスムーズになされていた。
- (3) 「化学物質管理者の選任の義務化」、「保護具着用管理責任者の選任の義務化」が2024.4.1 施行されている。建設事業者への指導徹底をお願いする。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事掲示板は公衆の見やすい位置に設置していた。
- (2) 工事進捗は、11月末日現在 70.1%の進捗状況であった。
- (3) 現場において、周辺環境に配慮し適正な施工管理状態であった。
- (4) 掲示物について、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」、「専任」など、再確認をお願いする。
(建設業法施行規則第25条、同規則別記様式第29号)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

専任

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可番号	国土交通大臣 知事	許可 () 第 号
許可年月日		

縦 25 cm 以上

横 35 cm 以上

4. 監理技術者の資格者証の番号。監理技術者でない場合は空欄

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通技術利用）」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

5 技術調査全般

当該工事について、進捗率 70.1%で、提出される書類は整理されていた。

全般的に設計どおりに的確に施工されていた。また、受注者の施工管理上の工夫（施工計画記載）が見受けられ出来栄えも良好であった。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督職員の直営監理であり、関与度が高い。特に、事業チェックリスト（契約締結時・設計審査・施工体制）等が充実した監督職員監理を実施しており適正であった。

足場解体作業時は、危険度が増すため、より徹底した現場管理を行うよう指導徹底を行っていただきたい。

※文書中の

